

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

項 目	担 当
第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	各部

第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

市長は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。

また、国、県、他の地方公共団体等に対し、復旧・復興に要する財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、必要に応じて職員の派遣、その他の協力を求める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことは困難になることから、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決をも含めた復興を目指す。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

項 目	担 当
第1項 公共施設の災害復旧事業計画	各部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各部

第1項 公共施設の災害復旧事業計画

1 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧に当たっては、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な新設または改良を伴う関連事業を積極的に取り入れて施行する。

各種施設の災害復旧事業計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

2 災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査し緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

3 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧は、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 道路施設災害復旧事業計画
 - イ 河川施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道施設災害復旧事業計画
 - ク 公園施設災害復旧事業計画

- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 水道施設災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他災害復旧事業計画

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

1 一般災害に係る財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業は、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担または補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令等は、次のとおりである。

《 法律または要綱等により一部負担または補助するもの 》

事業	法律または要綱等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号)
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
都市災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
水道施設災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
住宅災害復旧事業	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
社会福祉施設災害復旧事業	生活保護法(昭和25年法律第144号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 老人福祉法(昭和38年法律第133号) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
公立医療施設病院等災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
学校教育施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
環境衛生施設等災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

2 激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としたものである。

市長は、県が行う激甚災害法に関する必要な調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- ① 「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」の適用促進
- ② 緊急災害査定促進（被害状況の速やかな調査把握）
- ③ 災害復旧資金の確保措置（災害復旧に必要な資金需要額の早急な把握）

3 激甚災害法に定める基準

激甚災害には、次の二通りの指定基準がある。

- ① 広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」
- ② 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」

激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について、国庫負担率または国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等その基準別に個別に指定される。

4 激甚災害に関する被害状況等の報告

（1）知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を、知事に、報告する。

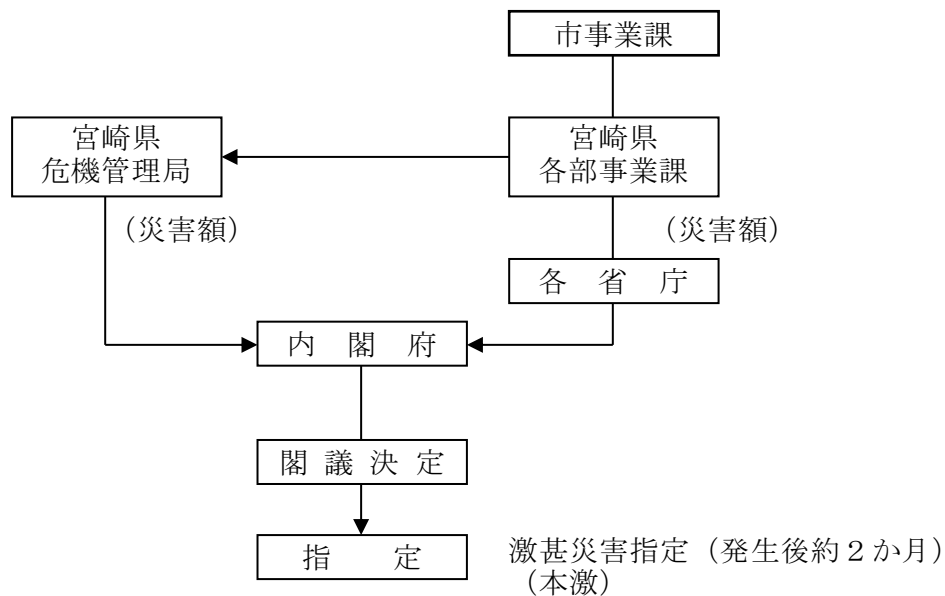
（2）報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害の程度（基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置

⑥ その他必要な事項

《 激甚災害指定の手続きの流れ 》



5 激甚災害に係る財政援助

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

《公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助》

適用すべき措置	財政援助内容
公共土木施設災害復旧事業 (昭和26年法律第97号)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業。
公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く。）。

適用すべき措置	財政援助内容
堆積土砂排除事業	① 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。） ② 公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。
湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。

- 【その他】・生活保護施設災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
 - ・感染症指定医療機関災害復旧事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (激甚災害法第5条)	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (激甚災害法第6条)	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、10分の3（事業費の政令で定める額に相当する部分は10分の5）に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

適用すべき措置	財政援助内容
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置 (激甚災害法第8条)	① 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸し付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。 ② 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助 (激甚災害法第10条)	激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林経済産業大臣が告示した場所。

- 【その他】・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）
・共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚災害法第11条）
・森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11の2条）

（3）住宅災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
公営住宅災害復旧事業 (昭和26年法律第193号)	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業。
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚災害法第22条)	① 市の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上または市の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合。 ② 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

(4) 学校教育施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
公立学校施設災害復旧事業 (昭和28年法律第247号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第16条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚災害法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第17条)	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

(5) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
児童福祉施設復旧事業 (昭和22年法律第164号)	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業 (昭和38年法律第133号)	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。

(6) 医療等に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
感染症予防事業 (平成10年法律第114号)	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による市の支払に係る感染症予防事業。

(7) 中小企業に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例 （激甚災害法第12条）	① 激甚災害につき救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付に関する貸付限度額を別枠として設ける。 ② 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80 ③ 保証料率を引き下げる。
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 （激甚災害法第14条）	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の3分の2を補助することができる。

(8) その他の財政援助及び助成

適用すべき措置	財政援助内容
水防資材費の補助の特例 （激甚災害法第21条）	水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は3分の2である。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （激甚災害法第24条）	① 小災害復旧債・・・公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあててための起債 ② 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

- 【その他】・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚災害法第19条）
 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例（激甚災害法第20条）
 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

第3節 計画的復興の進め方

項 目	担 当
第1項 災害復興方針・計画の策定	各部
第2項 災害復興事業の実施	各部

第1項 災害復興方針・計画の策定

1 計画的復興の推進

大規模な災害によって地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造及び産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となる。

これを円滑に実施するため、市及び関係機関は、法律、政治、経済、都市計画、福祉等様々な分野の専門的知見を活用しつつ復興計画を策定し、新たに、安全で豊かなまちづくりを実施する。

2 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

3 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

なお、委員会を設置する際には、女性が活躍する民間団体や専門職団体から委員を任命する等、積極的に女性を登用する。

4 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、次に示す具体的な災害復興計画の策定を行う。

なお、策定に当たっては、性別・年齢に関わらず、障がい者、外国人等を含む多様な主体の意見を聴取するとともに、意見を反映させるため、ワークショップや意見交換会、公聴会、パブリックコメント、住民一人ひとりを対象としたアンケート調査等により、ニーズをきめ細かに把握するよう努める。その際には、女性だけを対象としたワークショップ等を開催して、女性の意見を聴く工夫を行う。

- ① 市街地復興に関する計画
- ② 産業復興に関する計画
- ③ 生活復興に関する計画
- ④ 事業手法
- ⑤ 財源確保
- ⑥ 推進体制に関する事項

第2項 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築制限区域の指定

市長は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市長は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画区域内における市街地の土地の区域において、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、不良な街区環境の形成を防止するとともに、緊急かつ健全な復興を図るための土地区画整理事業や市街地再開発事業等を実施できる環境を整える。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

市長は、災害復興に関する専門の専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	総合政策部、総務部、各総合支所、各地区市民センター
第2項 給付等による支援	福祉部、こども部
第3項 税の減免等の措置	総務部、健康部
第4項 災害公営住宅の建設	土木部
第5項 雇用機会の確保	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-21 災害発生時における都城市と都城市内郵便局の協力に関する協定
- ・資料 2-56 都城市税減免の基準に関する規則
- ・資料 2-57 都城市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

「総合政策部」及び関係各部等は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに、開設の要請を受け、総合政策部及び関係各部局は、関係機関の協力を得て、市庁舎、または総合支所や地区市民センター等、住民が利用しやすい適当な場所に、臨時の市民相談室を設置し、被災者の多方面にわたる相談に応じる体制を確立する。

第2項 給付等による支援

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

1 災害弔慰金の支給

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第110号）に基づき、住民が、災害により生じた被害で死亡したとき、その遺族に対し弔慰金を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
支給対象	災害で死亡した者の遺族
支給の順位	・① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者 と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
弔慰金の額	(1) 生計維持者が死亡した場合 500 万円 (2) その他の者が死亡した場合 250 万円
取扱窓口	福祉課

2 災害障害見舞金の支給

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 110 号）に基づき、住民が、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、当該住民に対し見舞金の支給を行う。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
支給対象となる障がいの程度	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
見舞金の額	(1) 生計維持者が重度の障がいを受けた場合 250 万円 (2) その他の者が重度の障がいを受けた場合 125 万円
取扱窓口	福祉課

3 災害援護資金の貸付

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 110 号）に基づき、災害により被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、援護資金の貸付を行う。

区 分	支給の内容等													
実施主体	市													
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、県内のすべての市町村が対象となる。													
貸付限度額	貸付区分		貸付限度額											
	世帯主が負傷した場合 (療養に要する期間がおおむね1か月以上であること。)	家財・住居ともに損害がない場合	150万円											
		家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	250万円											
		住居が半壊した場合	270万円 (350万円)											
		住居が全壊した場合	350万円											
	世帯主が負傷しなかった場合	家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	150万円											
		住居が半壊した場合	170万円 (250万円)											
		住居が全壊した場合 (次項の場合を除く。)	250万円 (350万円)											
		住居の全体が滅失(全壊、全焼、流失)した場合	350万円											
	※「家財の損害」は、家財の価格のおおむね1/3以上に達する損害をいう。													
	※()内は、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合													
	※世帯の合計所得が表の額以下の場合対象													
	<table><tr><td>世帯人員</td><td>市町村民税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。</td></tr></table>			世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額													
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。													
利 率	(1)保証人を立てる場合は無利子 (2)保証人を立てない場合は年3%以内で規則で定める率(据置期間中は無利子)													
据置期間	3年(市長が必要と認めたときに限り5年)													
償還期限	10年(据置期間を含む。)													
償還方法	年賦、半年賦、月賦又は元利均等償還													
取扱窓口	福祉課													

4 災害見舞金の支給

都城市災害応急住宅建築資材及び災害見舞金支給要綱（平成18年告示第54号）の規定に基づき、被災者の応急的保護を図るため見舞金の支給を行う。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
見舞金の額	(1) 災害（暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然災害）により住居が被害を受け、被災の状況が次に該当する場合 ア 世帯員が死亡した場合 40万円 イ 住居の全体が滅失（全壊、流失のすべてを含む。）した場合 40万円 ウ 二次火災による全焼の場合 40万円 エ 住居が大規模半壊した場合 30万円 オ 住居が中規模半壊・半壊した場合 20万円 カ 二次火災による半焼の場合 20万円 キ 床上浸水による被災の場合 20万円 ク 次に掲げる費用の合計額が50万円を超える被災の場合 5万円 a 家財の買替えの費用 b 家屋の補修費用 c 宅地に流入した土砂等の搬出に要する費用 d ブロック塀等宅地の工作物の修復に要する費用 ケ 教科書を損傷し、又は焼失した場合（小・中学校長の証明のあるものに限り） 実費 (2) 火災（燃焼、爆発等）により住居が被害を受け、被災の状況が次に該当する場合 ア 住居が全焼又は全損した場合 5万円 イ 住居が半焼又は半損した場合 3万円 ウ 教科書を損傷し、又は焼失した場合（小・中学校長の証明のあるものに限り） 実費 ※災害見舞金は、重複して支給しない。
取扱窓口	福祉課

5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災者の速やかな復興を行うために、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して「被災者生活再建支援金」を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	県
対象となる自然災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

区 分	支給の内容等					
	(3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10 万人未満に限る。）における自然災害 (5) (1)から(3)の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県、又は(3)の都道府県が2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 5 万以上 10 万未満のものに限る。）又は2 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 5 万未満のものに限る。）における自然災害					
対 象 者	(1) 自然災害により住宅が全壊した世帯 (2) 自然災害により住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）					
支援金の額 (いずれの金額も限度額となります。)	世帯	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
	複数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	100 万円	200 万円	300 万円
			補 修		100 万円	200 万円
			賃 貸		50 万円	150 万円
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	50 万円	200 万円	250 万円
			補 修		100 万円	150 万円
			賃 貸		50 万円	100 万円
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	100 万円	100 万円
			補 修		50 万円	50 万円
			賃 貸		25 万円	25 万円
	単数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	75 万円	150 万円	225 万円
			補 修		75 万円	150 万円
			賃 貸		37.5 万円	112.5 万円
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	37.5 万円	150 万円	187.5 万円
			補 修		75 万円	112.5 万円
			賃 貸		37.5 万円	75 万円
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	75 万円	75 万円
			補 修		37.5 万円	37.5 万円

区 分	支給の内容等					
			賃 貸		18.75 万円	18.75 万円
	※同一世帯が対象経費の2以上に該当する場合、最も高いものが限度額となる。 ※単身世帯とは、被災時の構成者が1人の世帯をいい、それ以外を複数世帯という。					
取 扱 窓 口	福祉課					

6 都城市災害時安心基金による支援金の支給

都城市災害時安心基金支援金交付要綱（平成21年度告示第291号）に基づき、自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、被災者に対して「都城市災害時安心基金支援金」を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
対象災害	災害の規模に関わらず、市に居住する者の住家に全壊若しくは半壊、又は床上浸水の被害をもたらした自然災害
支援金の額	(1) 住家の全壊世帯 20 万円 (2) 住家の大規模半壊世帯 15 万円 (3) 住家の中規模半壊・半壊（床上浸水）世帯 10 万円
取扱窓口	福祉課

7 都城市被災者生活再建支援金の支給

都城市被災者生活再建支援金支給要綱（令和2年度告示第426号）に基づき、被災者生活再建支援法施行令に掲げる自然災害により被害を受けた区域に該当しない区域に居住しているため被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災者の速やかな復興を行うために、都城市被災者生活再建支援金を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
対象となる自然災害	被災者生活再建支援法が適用された自然災害

区 分		支給の内容等					
対 象 者	被災者生活再建支援法施行令第1条各号に掲げる自然災害により被害を受けた区域に該当しない区域に居住している下記対象世帯						
	(1)自然災害により居住する住宅が全壊した世帯						
	(2)自然災害により住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯						
	(3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯						
	(4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）						
	(5)住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）						
支援金の額 (いずれの金額も限度額となります。)	世帯	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
	複数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	100万円	200万円	300万円	
			補 修		100万円	200万円	
			賃 貸		50万円	150万円	
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	50万円	200万円	250万円	
			補 修		100万円	150万円	
			賃 貸		50万円	100万円	
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	100万円	100万円	
			補 修		50万円	50万円	
			賃 貸		25万円	25万円	
	単数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	75万円	150万円	225万円	
			補 修		75万円	150万円	
			賃 貸		37.5万円	112.5万円	
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円	
			補 修		75万円	112.5万円	
			賃 貸		37.5万円	75万円	
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	75万円	75万円	
			補 修		37.5万円	37.5万円	
			賃 貸		18.75万円	18.75万円	
	取 扱 窓 口	福祉課					

第3項 税の減免等の措置

1 市税の減免等の措置（窓口：納税管理課、市民税課、資産税課、保険年金課）

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

（1）市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

（2）市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条第1項）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条第2項）

（3）市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

- ① 死亡した場合
- ② 障がい者となった場合
- ③ 災害による農作物の減収損失の市民税
- ④ 災害を受け作付不能または使用不能となった農地、または宅地の固定資産税
- ⑤ 災害を受けた償却資産の固定資産税

2 県税の減免等の措置（窓口：都城県税・総務事務所）

- ① 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- ② 県税の徴収猶予（1年以内、やむを得ない場合は2年）
- ③ 滞納処分の執行の停止等
- ④ 県税の減免

被災した納税義務者に対し、次の各税目について減免される。

- ア 個人事業税
- イ 不動産取得税
- ウ 自動車税

3 国税の減免等の措置（窓口：都城税務署）

- ① 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長
- ② 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- ③ 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - ア 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等

4 その他公共料金の特例措置

（1）郵便事業

- ① 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵便書簡（1枚）の無償交付
- ② 被災者の差し出す郵便物（第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

（2）通信事業

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

（3）電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者が対象。（経済産業大臣の認可が必要）

- ① 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月の電気料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。）
- ④ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年末満で廃止または減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

（4）ガス事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象とし、ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。（九州経済産業局長の認可が必要）

- ① ガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月のガス料金（基本料金）の免除
- ③ 被災により、ガス使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- ④ 被災により、1年末満で廃止または減少した契約の料金精算（補償料）の免除

第4項 災害公営住宅の建設

市は、「公営住宅法」（平成10年法律第87号）に基づき、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。

1 公営住宅の建設条件

市は、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に賃貸するため、次に該当する場合において国の補助を受け、公営住宅の建設を行う。

（1）地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上
- ② 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
- ③ 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

（2）火災による場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
- ② 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

2 公営住宅の入居者資格

公営住宅の入居者は、次の条件（高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者にあつては、次に示す①②④）に該当する者とする。

- ① 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- ② 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- ③ その者の収入が「公営住宅法施行令」第6条第5項第2号に規定する金額を超えないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 公営住宅の建設戸数

市の公営住宅の建設戸数は、被災滅失住宅戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。

ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

第5項 雇用機会の確保

市は、被災者の職業あっせん措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介、あっせん等を依頼する。

また、公共職業安定所と協力して、転職や一時的な就職を希望する者について、本人の技能、経験、健康状態その他の状況を勘案しながら職業相談に応じ、職業のあっせんに努める。

なお、緊急雇用対策事業や復興基金を活用して雇用創出、職業紹介、職業訓練等を実施する際には、女性も利用しやすいような工夫を行うとともに、男女共同参画センターと連携した起業支援やコミュニティビジネスの支援等、多岐にわたる支援の実施に努める。

第5節 被災者の経済復興の支援

項 目	担 当
第1項 民生関係の融資	福祉部、総務部、市社会福祉協議会
第2項 住宅資金の融資	福祉部、こども部、土木部、宮崎県南部福祉こどもセンター
第3項 農林業関係の融資	農政部、環境森林部
第4項 商工業関係の融資	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

第1項 民生関係の融資

1 災害援護資金の貸付

「都城市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の住民である世帯主のうち、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）第10条第1項の要件に該当する者に対し、その生活の立て直しに資するため、援護資金の貸付を行う。

受付は、市の福祉課が行う。

本項目については、【第2編 第4章 第4節 第2項「災害援護資金の貸付」】を参照する。

2 災害救助資金融資のあっせんと利子補給

「都城市災害救助資金融資規則」（平成18年規則第86号）に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主が、その災害の復旧を図るための融資を受けられるよう、市は、取扱銀行に対して融資の依頼を行うとともに、当該融資に係る利子の一部を補給する。

区 分	融資の内容等
実施主体	市
貸付対象	次に掲げる費用に充てるもので、被害総額が10万円を超えるもの。 (1) 動産の買替えの費用 (2) 家屋の修補の費用 (3) 商品の買替えの費用 (4) 家屋の敷地の盛土に要する費用 (5) 家屋の移転に要する費用 (6) ブロック塀等宅地の工作物の修復に要する費用 (7) 宅地に流入した土砂等の搬出に要する費用 (8) 農業用施設の修復に要する費用 (9) 商業施設の修復に要する費用 (10) 工業生産設備の修復に要する費用
対 象 者	(1) 市内に住所を有し、かつ市内において被災を受けた者 (2) 自己資金のみでは、災害の復旧に要する費用を負担することが困難である者 (3) 融資を受けた資金の償還について、支払能力を有する者 (4) 市税の滞納がない者
融資の額	10万円以上200万円以内
償還期間	(1) 100万円以下 5年以内 (2) 100万円を超え150万円以下 7年以内 (3) 150万円を超え200万円以下 10年以内
利 率	年2.9%
利子補給	融資を受けた者に対して、毎年の返済の実績に基づいて、年利1%を補給する。
担 保 等	保証人
取扱窓口	危機管理課

3 生活福祉資金（災害臨時経費）の貸付

厚生労働省の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生を促すため、宮崎県社会福祉協議会が、災害臨時経費の貸付を行う。

区 分	融資の内容等
実施主体	宮崎県社会福祉協議会
対象世帯	被害を受けた低所得世帯、生活保護世帯
貸付限度額	150 万円
貸付利率	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後 年 1.5%
連帯保証人	原則、必要 ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸し付けることができる
据置期間	貸付の日から 6 か月以内 ただし、災害による利用の場合は最大 2 年
償還期間	7 年以内
交付方法	一括交付
貸付対象	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害を受けたことにより、臨時に必要なとなる経費（災害救助法が適用外の場合）
使途目的	・ 損壊住宅の復旧工事費、破損した家財の購入 ・ 主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧に要する経費
留意事項	1 火災、風水害等により全焼、全壊の場合であって、原型復旧程度は改築と判断して貸付対象とし、住宅経費との重複貸付をすることができる 2 借家等の修繕、焼け跡の撤去等、損害を賠償する目的での貸付はできない

第2項 住宅資金の融資

1 災害応急住宅建築資材の貸与

「都城市災害応急住宅建築資材及び災害見舞金支給要綱」（平成18年告示第54号）の規定に基づき、災害による被災者の応急的保護を図るため、「災害応急住宅建築資材」の貸与を行う。

区 分	貸与の内容等
実施主体	市
対 象 者	災害によって住宅の全部又は一部に被害を受けた世帯で、他の法令等による給付を受けることができず、かつ市内の公営住宅に居住できない世帯の代表者
貸与対象	2人以下は4坪（13.22㎡）、3人又は4人は6坪（19.83㎡）、5人以上は8坪（26.44㎡）の平屋建プレハブ住宅（トイレ、畳、水道、電気等の設備を含む。）をいう。
貸与期間	1年以内 （貸与期間を延長する場合、賃借料金を被災者が負担する。）
取扱窓口	福祉課

2 災害復興住宅資金の融資

大規模災害によって住宅に被害を受けた者が、生活再建を期して住宅を得ようとする場合、住宅金融支援機構が災害復興住宅の建設、補修の資金を融資する。

区 分	融資の内容等	
実施主体	住宅金融支援機構	
対象災害	住宅金融支援機構が指定した災害	
貸付対象	区分	条件の内容
	共通事項	(1) 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。 (2) 建設、購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。 (3) 敷地の権利が転貸借でないこと。
	建 設	(1) 1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅 ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

区 分	融資の内容等	
	新築購入	(1) 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合、30㎡）以上175㎡以下の住宅 ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。 (2) 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅
	中古購入	(1) 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合、30㎡）以上175㎡以下の住宅 ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。
	補修	床面積の制限はなし。 ※増築または全部改築は融資の対象とならない。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体2分の1以上になることが必要。
対 象 者	(1) 建設、新築・中古購入の場合、地方公共団体から、住宅が「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者。 ※住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる。 (2) 補修の場合、住宅に10万円以上の被害を受け、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた者。	

※貸付の額等については、随時改訂が行われるため、利用の際は確認すること。

3 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県により、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金について貸付を行う。

区 分	融資の内容等
実施主体	県
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父、若しくは寡婦
貸付の額	200万円以内
貸付利率	連帯保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は年1.5% （措置期間中は無利子）
据置期間	貸付の日から6か月

区 分	融資の内容等
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
償還方法	年賦償還、半年賦償還または月賦償還
取扱窓口	【貸付審査・借用】 宮崎県南部福祉こどもセンター 【貸付相談・申請受付】 こども部こども政策課

※母子父子寡婦福祉資金には、「住宅資金」のほか、「修学資金」「就学支度資金」「事業開始資金」「事業継続資金」「修業資金」「生活資金」「就職支度資金」「技能習得資金」「転宅資金」「医療介護資金」「結婚資金」がある。

第3項 農林業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）に基づき、法適用の指定を受けた場合、被害農林業者及び被害農業協同組合等に対する融資を行い、農林業経営の維持安定を図る。

（1）経営資金の融資

区 分	融資の内容等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、政令で定める農機具、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他農林漁業経営に必要な資金
対 象 者	(1) 被害農業者（農業を主な業務とする者） ① 天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上ある旨の市長の認定を受けた者 ② 天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積 5 アール以上）の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 30 以上である旨の市長の認定を受けた者 (2) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、その者の平年における林業における総収入額の 100 分の 10 以上である旨または天災によるその所有する炭がま、しいたけぼた木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流出、損壊等による損失額が当該施設の被害額における価額の 100 分の 50 以上である旨の市長の認定を受けた者 (3) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損

区 分	融資の内容等				
	失額が、その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50 以上である旨または天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市長の認定を受けた者 (4) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、その者の平年における林業における総収入額の 100 分の 50 以上である旨または天災によるその所有する炭がま、しいたけぼた木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流出、損壊等による損失額が当該施設の被害額における価額の 100 分の 70 以上である旨の市長の認定を受けた者				
貸付利率	(1) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者 3 %以内 (2) 天災による農作物等、林産物の損失額が平年における農業、林業による総収入額の 100 分の 30 以上である被害農林業者で特別被害地域内の特別被害農林業者以外の者 5.5 %以内 (3) その他 6.5 %以内				
償還期間	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚災害法適用の場合 7 年）				
貸付の額	貸付対象者	貸付限度額			
		天災融資法		激甚災害法適用	
		率	基準額	率	基準額
	果樹栽培者・家畜等飼養者	55%	500 万円 (2,500 万円)	80%	600 万円 (2,500 万円)
	一般農業者	45%	200 万円 (2,000 万円)	60%	250 万円 (2,000 万円)
	林業者	45%	200 万円 (2,000 万円)	60%	250 万円 (2,000 万円)
	※貸付限度額は、損失額の率または基準額のどちらか低い額とする。 ※（ ）内は、法人の場合である。				

（2）事業資金の融資

区 分	融資の内容等	
貸付対象	肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補填に充てるために必要な事業運営資金	
対 象 者	被害組合	
貸付利率	6.5%以内	
償還期間	3 年	
貸付の額	天災融資法	2,500 万円以内（連合会については、5,000 万円以内）
	激甚災害法適用	5,000 万円以内（連合会については、7,500 万円以内）

2 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を補償するための農業災害補償法に基づき農業共済事業を実施しており、被害の補償業務の迅速化、共済金の早期支払いにより、農業経営の安定を図る。

第4項 商工業関係の融資

1 金融巡回相談の実施

信用保証協会、商工会（商工会議所）、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融巡回相談を行い、融資の指導及びあっせんを行う。

2 一般災害の場合における援助措置

- ① 激甚災害に至らない一般災害の場合、日本政策金融公庫商工組合中央金庫は、貸付限度、貸付期間、据置期間、担保等貸付条件について実情に応じた弾力的措置をとるとともに、手続の迅速化を図っている。
- ② 信用保証協会は、被災中小企業者の再建資金の融資を円滑にするための保証を推進している。
- ③ 県内で災害救助法が適用された場合、県の中小企業融資制度の緊急対策貸付として、災害復旧を行う中小企業者に融資を行っている。

3 激甚災害の場合における援助措置

- ① 中小企業信用保険法の特例として、災害関係保証については、普通保険及び無担保保険並びに特別小口保険について貸付保険限度額を別枠として設定している。
- ② 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、中小企業者等の災害に係る再建資金を被害状況に応じて融資している。
- ③ 県の中小企業金融制度の緊急対策貸付として、県内で災害救助法が適用された場合に災害復旧を行う中小企業者に融資している。